

畦畔管理支援事業(つなん農地協働管理モデル) 【新規】

- 農地が担い手に集積し畦畔管理の負担が増すことで、担い手は適正な生産管理ができずに生産性が低下する恐れ
- 生産性に影響しない畦畔の草刈りについては、可能な限り、非農家等の多様な者と協働で管理するモデルを構築

◆中山間地農業の現状

- 1 農業者は年々減少しており、今後も高齢や機械更新等を契機に離農者が増加することで、担い手への農地集積は一層加速。
- 2 担い手は、規模拡大するほど畦畔の草刈りに係る負担やコストが増加し、適正管理が困難になることで収量等の生産性が低下する傾向。
- 3 このため、草刈りの回数を少なくしたり、除草剤に頼らざるを得ない状況となり、景観悪化や病害虫の発生によるトラブルも懸念。
- 4 また、中山間農地は畦畔率が高い条件不利地が多く、受け手の見つからない農地は耕作放棄地となる恐れ。

農地は自然と集まるけれど…草刈りの負担も増加…

ウチの田んぼを頼んだよ

これ以上は畦草刈りが間に合わないよ…



農地貸付



担い手

非担い手



◆課題

- 今後、限られた担い手で地域農業を維持していくためには、地域の多様な者の力も借りながら、農地を協働で管理する仕組みが必要。

具体的には

地域の元気な者が畦畔の草刈りの一部を手伝うなど、「9割の非担い手が1割の担い手を応援」する仕組みづくりを進める

- ☑ 非担い手→ 可能な限り畦畔の草刈りを受託し、労賃を受給
- ☑ 担い手→ 追肥や水管理等の生産管理に集中し生産性を向上

◆今後の展開方針

元気な離農者等の多様な者が地域農業に関わり、畦畔の草刈りを協働で実施するモデルを支援

事業概要

(1)補助対象者(申請者)

認定農業者

(2)補助要件

- ①耕作する水田畦畔に係る草刈りの一部を認定農業者以外の者(非農家含む)に委託し、書面で委託内容が確認できること。
- ②委託する草刈りは、年3回実施する内容となっていること。
- ③作業時間と実施状況を記録(作業日誌等)と目視で確認、報告できること。

(3)補助金額

作業1時間当たり定額1,500円(100円未満切り捨て)

(4)事業期間

令和7年度～8年度の2年間(連続申請も可)

離農はしたけど元気だし、草刈りくらい協力するよ!

収量や品質向上のための作業に集中できます!



草刈りを委託

作業時間を報告



交付申請



◆期待される効果

農業関係人口の維持

農業に関わる関係人口を維持することで、地域農業に無関心な土地持ち非農家等が減少

担い手の生産性向上

担い手は生産に係る作業に集中することができ、生育に応じた適正管理により生産性が向上

耕作放棄地発生防止

担い手の農地管理の負担が減ることで、受け手の見つからない農地が減少

- 農地は担い手だけでなく、多様な者が協力して守る意識の醸成
- 多様な者の活躍に対して、地域内でお金が回る好循環の実現